

第 1 回検討会における意見の概要及び対応

第 1 回検討会資料「論点及びポイント」に対する意見その他意見への対応は次の通り。

検討委員等名	ご意見 番号	ご意見	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の改正に関する対応方針」における反映状況
検討委員			
酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 准教授 伊吾田 宏正	1	・住居集合地域等での出没の現場では、社会的、生態学的な複数の不確定要素が存在することが想定され、それが流動的に変化したり、相互に関係したりし得るために、誤った対応等によって銃器の暴発、誤射、跳弾、矢先不確認等によって、関係者、第三者、器物等が被弾したり、対象個体に攻撃されたりする一定のリスクがある。 一方で、多くの行政担当者や一般指導者は、専門的な訓練を受けていないため、場当たりの対応と不適切な銃器の使用はかえって危険となり、上記のような暴発等によって関係者等に対するリスクが高まる可能性がある。 そうした場合に、住居集合地域で安全に発砲するためには、周辺の住居、農地、緑地、山林等の3次元的位置関係、バックストップの有無や形状、時間帯毎の対応方針等の、発砲できる時空間的条件の整理が必要。また、現場における関係者の配置、第三者の排除、マスコミの制御の方法について検討が必要。 適切な銃器、装弾、照準器の種類についても検討が必要。	P8, P9に記載
	2	・出没対応を担う人材、現場責任者と捕獲従事者は、十分に訓練される必要がある。責任の所在、役割分担、指揮系統が明確化されたものでなければ、複数の不確定要素が複雑に絡み合う現場を制御することはできない。 現場責任者は、関係機関と調整し、現場の警察官と連携して、第三者やマスコミの制御を行い、捕獲従事者を指揮して、臨機応変かつ迅速に、捕獲を含む出没対応全体を統括することが求められ、捕獲従事者は、対象動物等の生態、習性の知識、安全な銃の取扱、高度な射撃技術、冷静な判断力、関係者とも連携する能力が求められる。	P9, P10に記載
	3	・安全かつ効果的な出没対応に関するガイドラインを作成し、関係機関の役割分担、指揮系統の明確化、関係者の訓練方法について例示すべきと考える。なお、関係機関である警察の関与は非常に重要と考えている。	P9, P10に記載
	4	・専門的な知識を持った者が配置されることが理想。すぐに配置できない場合は広域で周辺市町村が連携したり、民間の専門業者と連携するといったことも考えられる。	P7に記載
	5	・国も支援して検討が進められている野生動物管理学教育のコアカリキュラムとの連携が人材の確保・育成に非常に重要。	P9に記載
合同会社東北野生動物保護管理センター 代表社員 宇野 壮春	6	・警察と連携して地域住民の安全確保を行うことは重要。	P9に記載
	7	・現場での指揮については、実際に行政担当者を取り仕切る際にはハンターに相談して進めることが多いため、ハンターと現場の行政担当者がペアとなって、指揮系統を取ると良いと考える。	P9に記載
	8	・ヘルメット、盾、クマスプレー、花火など、安全を確保するための知見をマニュアル化して盛り込んでほしい。また、関係者の情報共有には無線機が有効である。	P7に記載
	9	・報道対応については、担当者を置き、現場でのトラブルを避けるためにリアルタイムの情報提供は避けつつ、事後の情報をうまく伝えとよい。	P9に記載
早稲田大学法学学術院 准教授 遠藤 聡太	10	・鳥獣保護管理法38条の改正を検討するに当たっては、銃猟行為の時点での行為者の判断を一定程度尊重する方向で、緊急避難よりも要件を緩和する規律の可能性が模索されるべき。	P7に記載
一般社団法人秋田県猟友会 会長(代表理事) 佐藤 寿男	11	・矢先の安全を確保するための技術はこわなのクマを止めさしするには、スラッグ弾を用いた散弾銃が適している。スラッグ弾は射程が短く、貫通力も小さいため、ライフルに比べ安全と言える。ただし、クマとの距離によっては、ライフルでなければならない場合も考えられる。	P8に記載
	12	・バックストップについては、市街地で発砲する場合であっても、土のような柔らかいものであることが理想。やむを得ない場合には、軽トラ等の荷台の上からや高い建物の上から撃つなどで代用することができる。（かなり場所と状況が限定されるが、土嚢を積む方法もある。）	P8に記載
	13	・弾丸を発射する角度については、できるだけ地面への撃ち下ろしが良い。地面をバックストップにすることができる。	P8-9に記載
	14	・どのような状況・条件が揃えば発砲可能か 周囲や矢先に人がいなければ発砲することができる。	P9に記載
	15	・警察官は狩猟の経験がなく、銃の性能を把握していないため、判断を行うのは限界がある。ハンターなら自分自身の銃なので十分に性能を理解して判断ができる。	P9に記載
	16	・ハンターはボランティアで協力している立場であり、事故を起こした場合には、指示等する立場の者が責任を負うべき。	P9に記載
	17	・ユニック車の提供も会員の無償協力で動員してもらっていたり、長期化により何日も拘束され、それによりハンター自身の仕事が止まり困っている。	P10に記載

北海道環境生活部自然環境局 野生動物対策課ヒグマ対策室 主幹 武田 忠義	18	・論点番号①の中の「矢先の安全確保」、「発砲可能な条件」について、明確な基準がないために、市町村も現場に臨場する捕獲従事者も、現場での適法性の判断が困難であり、そのことが迅速な対応を妨げている。また、適法性を現場で判断しなければならないことが、市町村やハンターの大きな負担となっている。そのため、銃猟が可能な条件を具体的に示していくことが重要。ここで示した条件を住居集合地域等での捕獲許可の基準とするなど、法令化をすることによって、現場での判断の明確化を図り、確実な対応に資することが必要。	P8-9に記載
	19	・論点番号②の「役割分担」について、鳥獣保護管理法上、許可事務は自治事務となっているが、鳥獣保護管理法の構成上、責務規定が明確でないため、関係者の役割分担を明確化するに当たっては、改めて法令上の考え方の整理が必要。特に市町村や捕獲従事者に新たな法的義務を課す場合には、理解が得られるものとなるよう、慎重な検討が必要。	P7に記載
	20	・住居集合地域等での銃猟には、鳥獣保護管理法による捕獲と警職法第4条の執行による捕獲の双方を常に念頭に置く必要があり、警察官の臨場が欠かせない。そのような体制が必要。	P9に記載
	21	・論点番号②の中の「指揮を行う主体」について、常に適切な判断を行えるよう判断基準をマニュアル化するとともに、それが生かされるように、市町村職員等に対して所定の研修を実施して、指揮主体としての能力を向上させる必要がある。そして、警察官の協力が欠かせないことから、共同して対応に当たれる、指揮を行う主体としても共同して対応できる仕組みが必要。このため、秋田県が始めた警察との共同での訓練を北海道でも各地で行っている。警察が主体となった訓練も多く実施されており、こういう訓練の積み重ねの中で、共通した認識を持つということも重要。	P9, 10に記載
	22	・論点番号③の「責任の所在」と「損失の補償」については、市町村等に新たな責務規定を課す場合には、それが理解を得られるよう、慎重な検討が必要。	P7に記載
	23	・論点番号④番の「地方公共団体への技術的な助言」について、住居集合地域等での安全な発砲を行うためには、鳥獣保護管理法の改正のみならず、警職法、銃刀法、道交法も関係する。銃刀法第3条の13の発射の禁止や道交法第76条の禁止行為として道路上での発砲が禁止されている。これらも併せた正しい理解と運用が必要であり、関係法令の考え方をまとめたマニュアルのようなものが環境省と警察庁の連名で作成されると、現場対応に非常に役立つ。	P10に記載
兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授 横山 真弓	24	・ヒグマが出没すると、非常に多くの人員を割いて、現場に駆けつけ、緊迫した状況で、職員や対応者の方々の心的な負担も多い状況。時々、年に何回か起こる事案ということであれば、対応できる状況と思うが、近年、非常に頻繁に出没する状況。対応のキャパシティがない状態で対応されているのか、その辺りは随時、人員配置等されている状況なのか、現状をお聞かせいただきたい。	P9に記載
	25	・ベテランハンターになると、西日本ではライフルしか持っていない方も多い。兵庫でも、散弾は持っていてもスラッグ弾はないというような事例がある。	P8に記載
	26	・クマは衰弱していても動くため、安全性を担保できる場合は、刃物や吹き矢ではなく、麻酔銃の許可や発砲許可が求められる。	P7に記載
	27	・住居集合地域におけるクマへの対応の課題として、現場での対応可能な手法が限られている中で、現行の鳥獣保護管理法、警職法のどちらの許可も下りない場合がある。特に装薬銃が必要な場面と麻酔銃が必要な場面で安全が担保できる状況は異なるが、一律に扱われている。また、対策者が法律違反に問われるおそれがあると対応が困難となる。	P7に記載
	28	・判断に時間を要するために、現場対応者や住民を長時間危険にさらすというような状況が多発している。時間をかけないようなスキームが必要。発砲命令が出ないために、対策者が接近して対応せざるを得ない場面が生じている。	P7に記載
	29	・住居集合地域等に出没したクマの対処のためには、ハンターの判断で発射ができる範囲を拡大する必要があると考えており、警察の現場からもそのように聞いている。 ・危険な状態にならないと発射できないというのは、警職法に違法性阻却を求めるからそうなる。「安全な捕獲」は重要だが、警職法とはそもそも食い合わせが悪い。そのため、鳥獣保護管理法の改正が重要。	P7に記載
関係機関			
警察庁生活安全局保安課 理事官 渡辺 和巳			
発表者			
秋田県生活環境部自然保護課 主任 近藤 麻実	30	・ツキノワグマはヒグマと比較して体が小さく、室外機の陰や小屋の隙間などに簡単に隠れる。また、これまでの現場対応において何度もクマを見失っている。クマを見失っている状況、いつどこで現れるか分からない状況の危険性を強く認識する必要がある。	P8に記載
	31	・現場対応がやりやすく、より安全になることを望んでいる。	P7-9に記載
札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 熊対策調整担当係長 清尾 崇	32	・鳥獣保護管理法については、主な許可権者である都道府県と、その許可を受けてハンターに命令を出す市町村、双方が運用しやすい仕組みづくりが必要。	P7に記載
	33	・ガイドラインの策定やハンターに責任が及ばないような仕組みづくり等が必要。	P10に記載
	34	・ハンターも市も24時間体制で連絡を取れる体制をとっているため、人員については交代でやっているとはいえ、やはり出没のピークのときは負荷がかかっていて、市街地出没が特に多くなってくると、それだけ、ハンターにも自治体職員にも負荷がかかってくる。	P7に記載